

# 会社法改正に伴う商店街振興組合法関係法令の改正の概要

平成27年5月  
経済産業省 中小企業庁  
経営支援部商業課

## 背景

平成26年の通常国会において、コーポレート・ガバナンスの強化等の観点から、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）が成立、公布された（成立：6月20日、公布：同27日）。

商店街振興組合法の体系においては、組織運営に関する一部の規定について会社法を準用しているため、会社法の改正を受けて、商店街振興組合法、商店街振興法施行令、商店街振興組合法施行規則それぞれにおいて、改正を行った。

## I. 商店街振興組合法（「商振法」）（昭和37年法律第141号）

改正法律名：「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第91号。以下「会社法整備法」という。）

公 布：平成26年 6月27日

施 行：平成27年 5月 1日

### 1. 組合員外監事に関する要件の追加（第44条第5項第3号関係）

会社法における社外監査役に関する規律（改正後の会社法（以下「新会社法」という。）第2条第16号）の改正が行われたことを受け、商振法の組合員外監事の要件として、「当該組合の理事又は当該組合に代わつてその事業に関する一切の裁判上若しくは裁判外の行為をする権限を有する使用人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。」を追加した（改正後の商振法（以下「新商振法」という。）第44条第5項第3号）。

### 2. 監査等委員に係る規定の除外及び多重代表訴訟等の除外（第46条の3、第51条第9項、第51条の4、第78条関係）

会社法において、監査等委員に係る規定及び多重代表訴訟制度に係る規定が新設されたが、商振法においては存在しない概念のため、会社法の準用規定から、当該部分を除外する改正を行った（新商振法第46条の3、第51条第9項、第51条の4、第78条）。

### 3. 組織再編に係る差止請求制度の導入（第75条の2関係）

会社法において、略式再編以外の組織再編についても、事前の救済手段として、組織再編（吸収合併関係については新会社法第784条の2及び第796条の2、新設合併関係については新会社

法第805条の2)が法令又は定款に違反する場合であって、株主が不利益を受けるおそれがある場合には、簡易組織再編の場合を除き、当該株主による差止請求を認めることを定めた。

これを受け、商振法においても、組合の合併が法令又は定款に違反する場合であって、組合員が不利益を受けるおそれがある場合には、組合員に差止請求を認める改正を行った（新商振法第75条の2）。

#### **4. 項ズレ改正**（第76条関係）

商振法における会社法及び商振法の引用部分に項ズレが発生したため、それを反映させる改正を行った（新商振法第76条）。

#### **5. 経過措置**（会社法整備法第104条関係）

上記1.～4.の改正を行うにあたり、以下の経過措置を定めた。

##### (1) 組合員外監事に関する要件の追加（1. 関係）

会社法整備法の施行の際、改正前の商店街振興組合法（以下「旧商振法」という。）第44条第5項に規定する者に該当する者を監事に選任している商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の監事については、会社法整備法の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、新商振法第44条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする（会社法整備法第104条第1項）。

##### (2) 組織再編に係る差止請求制度の導入（3. 関係）

施行日前に合併契約が締結された場合における商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の合併については、なお従前の例による（会社法整備法第104条第2項）。

## **II. 商店街振興組合法施行令（「商振法施行令」）**（昭和37年政令第321号）

改正政令名：「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等に関する政令」（平成27年政令第225号）

公 布：平成27年 4月30日

施 行：平成27年 5月 1日

#### **1. 責任限定契約を締結できる者の範囲の改正**（第5条関係）

今般の会社法改正においては、責任限定契約を締結できる者の範囲について、「社外監査役」を「監査役」に改正した（新会社法第427条第1項）。

これを受け、商振法施行令第5条の読替え規定も、「組合員外監事」から「監事」に改正した（改正後の商振法施行令（以下「新商振法施行令」という。）第5条における新会社法第427条の読替え規定）。

## **2. 項ズレ・引用部分改正**（第3条第1項・第2項、第5条、第6条、第7条第2項から第4項まで）

- (1) 読替え規定において引用している、商振法上の会社法の準用部分が改正されたこと、商振法の項建てが変更されたことを反映させる改正を行った（新商振法施行令第3条第1項及び第2項並びに第7条第3項）。
- (2) 読替え規定において引用している会社法の条項ズレを反映させる改正を行った（新商振法施行令第5条、第6条、第7条第2項、第7条4項）。

## **3. その他、技術的修正**

読み替える字句の再整理等

## **Ⅲ. 商店街振興組合法施行規則（「商振法施行規則」）**（平成19年経済産業省令第12号）

改正省令名：「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」（平成27年経済産業省令第44号）

公 布：平成27年 4月30日

施 行：平成27年 5月 1日

## **1. 新商振法における子会社の定義の引用条文について項ズレ改正**（第6条第2項第2号）

会社法整備法により、商振法の子会社の定義を規定する条文が改正されたため、それを反映させる改正を行った（改正後の商振法施行規則第6条第2項第2号）。